

議第40号

上水道管理事務の事務委託に関する規約の廃止の協議について

呉市と広島県との間における上水道管理事務の一部事務委託に関する規約を廃止することについて、広島県と協議する。

呉市と広島県との間における上水道管理事務の一部事務委託に関する規約を廃止する規約

呉市と広島県との間における上水道管理事務の一部事務委託に関する規約（昭和40年4月1日施行）は、廃止する。

付 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

呉市と広島県との間における上水道管理事務の一部事務委託に関する規約を廃止することについて広島県と協議するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、この案を提出する。